

第75期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年11月22日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

企業理念／企業スローガン

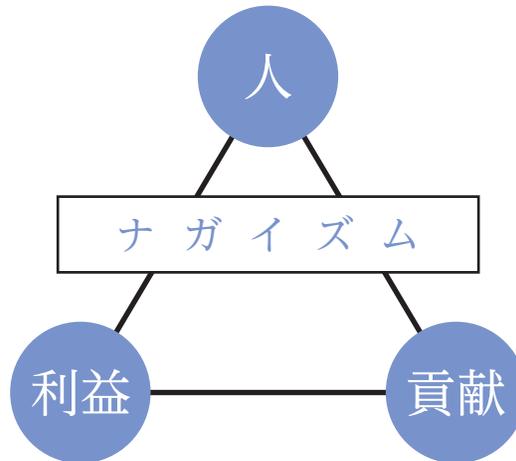
いのちの力になりたい。

社是 人の和

経営方針

「人、利益、貢献」をバランス良く熟成させ、
社会に求められる企業集団を目指す。

信じる力 ぶれない力 原理原則の探究



ビジネスモデル マーケット

お取引先様 女性支援
雇用創出 環境 株主還元

証券コード 7447
2024年11月1日
(電子提供措置の開始日 2024年10月31日)

株 主 各 位

東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
ナガイレーベン株式会社
代表取締役社長 澤 登 一 郎

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nagaileben.co.jp/ir/kabunushisoukai/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ナガイレーベン）又は証券コード（7447）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2024年11月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

記

1. 日 時 2024年11月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定にもとづき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
計算書類 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

会社法の改正に伴い株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、従前どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年11月22日(金曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年11月21日(木曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年11月21日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	--

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○ ○ ○ ○ 欄中

××××年×月××日

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

※議決権行使書はイメージです。

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

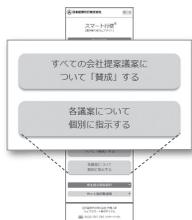
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
[TEL] 0120 (707) 743
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第75期の期末配当金については、1株当たり60円とすることとし、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおり剰余金を処分いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき金60円
総額1,889,390,820円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年11月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

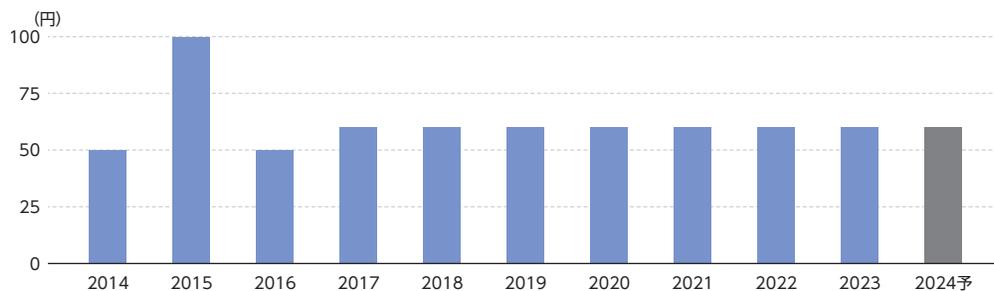
- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000円

<株主還元の基本方針> (42頁もご参照ください。)

当社は、従来から株主の皆様への利益還元の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、配当性向を当社単体の純利益の5割程度とする方針を維持するとともに、安定的な配当金額を継続することを基本方針としており、利益還元を重視する方針を明確にしております。

なお、自己株式の取得については、市場環境等を踏まえ、機動的に行う方針としています。

1株当たり配当金の推移



2011年9月1株→2株に株式分割
2015年の1株当たり配当金100円(普通配当:50円、記念配当:50円)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各取締役候補者は、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等より、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び状況	所有する当社の株式数
1	さわのぼり いちろう 澤 登 一 郎 (1956年9月2日生)	1980年4月 当社入社 1986年10月 当社取締役 1987年10月 当社常務取締役 1991年9月 当社代表取締役副社長 1995年11月 当社代表取締役社長 2001年12月 当社代表取締役社長兼企画本部長 2003年11月 当社代表取締役社長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] ナガイ白衣工業株式会社代表取締役社長	5,822,573株
<p>【取締役候補者とした理由】 澤登一郎氏は、1986年に当社取締役に就任以来、当社の業績の向上に貢献しており、1995年に代表取締役社長に就任以降は、当社の経営トップとして高い見識と豊富な経験をもとにリーダーシップを発揮し、その責任を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び状況	所有する当社の株式数
2	さいとう のぶひこ 齊 藤 信 彦 (1961年11月10日生)	1984年4月 株式会社クラレ入社 1992年5月 当社入社 当社新事業開発室長 1995年11月 当社取締役企画本部長 1999年9月 当社取締役企画本部長兼営業本部副本部長 2001年12月 当社常務取締役営業本部長 2003年11月 当社常務取締役営業本部長兼企画本部長 2010年11月 当社常務取締役兼営業本部長 2013年9月 当社常務取締役CMO 2014年12月 当社常務取締役経営企画本部長 (現在に至る)	67,384株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>齊藤信彦氏は、繊維メーカー勤務の経験があり、マーケティング全般についての専門的な知識を有しており、当社入社後は新規事業の開発に貢献され、1995年に取締役就任後は、高度な専門性と高い見識のもと商品の企画・営業・経営企画を管掌するなど当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	あ さ い か つ じ 朝 井 克 司 (1957年4月10日生)	1981年4月 蝶理株式会社入社	17,443株
		2008年12月 当社入社 当社業務部次長	
		2010年11月 当社取締役業務本部長 (現在に至る)	
【取締役候補者とした理由】			
朝井克司氏は、繊維商社勤務の経験があり、2010年に取締役就任後は、国内・国外の仕入業務全般について豊富な経験と高い見識のもとに当社の企業価値の向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	や ま も と や す よ し 山 本 康 義 (1957年12月23日生)	1981年4月 ユニチカ株式会社入社	17,543株
		1999年4月 ユニチカテキスタイル株式会社（現ユニチカトレーディング株式会社）分社により転籍	
		2009年10月 当社入社 当社経営企画室長	
		2010年2月 当社企画部次長	
		2010年11月 当社取締役企画本部長 (現在に至る)	
【取締役候補者とした理由】			
山本康義氏は、繊維メーカー勤務の経験があり、2010年に取締役就任後は、新商品企画・品質管理全般について豊富な経験と高度な専門性を発揮され当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地 位、担 当の状 況	所有する当社の株式数
5	しんたに きんや 新谷 欣哉 (1963年6月20日生)	1986年4月 広島トヨベツ株式会社入社 1987年10月 当社入社 2002年9月 当社営業部次長兼営業第三課課長 2003年9月 当社営業部次長兼マーケティング室室長 2004年9月 当社営業部次長 2006年12月 当社営業部部长 2013年9月 当社営業本部長 2014年11月 当社取締役営業本部長 (現在に至る)	16,351株
		<p>【取締役候補者とした理由】 新谷欣哉氏は、入社以来営業として大変優秀な成績を残しており市場を熟知していること、2014年に取締役就任後は、十分に能力を発揮し当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	
6	やまむら ひろゆき 山村 浩之 (1973年2月6日生)	1997年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2019年7月 当社入社 当社管理本部長付次長 2020年9月 当社管理本部部长 2020年11月 当社取締役管理本部長 (現在に至る)	5,474株
		<p>【取締役候補者とした理由】 山村浩之氏は、金融機関勤務の豊富な業務経験があり、2020年に取締役就任後は、幅広い知見と高い見識のもと管理部門を管掌され、当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役の全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、保険料を当社が全額負担しております。第2号議案が承認された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
1	おぎの かずたか 荻野 和孝 (1950年9月30日生)	1974年4月 株式会社毎日新聞社入社 1983年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社入社 1992年11月 当社入社 1994年10月 当社業務部次長 1995年11月 当社取締役業務本部長 2010年11月 当社常勤監査役 2016年11月 当社取締役（監査等委員・常勤） （現在に至る）	20,200株
	<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>荻野和孝氏は、1995年に取締役に就任以降、業務本部長として豊富な経験を有しており、当社の事業に精通しており、2010年からは常勤監査役として、また、2016年からは常勤の監査等委員である取締役として、高い見識に基づき取締役会のほか、経営会議等の業務執行に関する重要な会議に出席し積極的に意見を述べております。また、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地 位、担 当及 び 状 況	所有する当 社の株 式数
2	みしま こうた 三嶋 浩太 (1977年8月31日生)	2000年4月 株式会社野村総合研究所入社 2002年1月 日興コーディアル証券株式会社（現S MBC日興証券株式会社）入社 2006年11月 株式会社ネクスト21入社 2007年4月 同社取締役 2008年8月 株式会社ツバルの森（現株式会社アネ モイ）代表取締役 2016年4月 合同会社m o i m o i 代表社員 （現在に至る） 2016年11月 当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る） 2019年4月 合同会社ツバルの森代表社員 （現在に至る） 2019年11月 P A O S 東京合同会社代表社員 （現在に至る） 2023年2月 株式会社回縁監査役 （現在に至る） [重要な兼職の状況] 合同会社m o i m o i 代表社員 合同会社ツバルの森代表社員 P A O S 東京合同会社代表社員 株式会社回縁監査役	862株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>三嶋浩太氏は、他の会社の取締役や代表取締役として、企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらの経験を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地 位、担 当の状 況	所有する当社の株式数
3	のぐちえみこ 野口恵美子 (1964年8月28日生)	1983年6月 医療法人社団葵会入社 1988年7月 山田税務会計事務所入社 1999年9月 太田昭和Ernst&Young株式会社(現EY税理士法人)入社 2015年1月 野口税務会計事務所開設 (現在に至る) 2022年11月 当社社外取締役(監査等委員) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 野口税務会計事務所所長	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>野口恵美子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国公認会計士及び税理士としての専門的な知識を有しており、それらの経験を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 三嶋浩太氏は、株式会社ツバルの森(現株式会社アネモイ)の創業者で、同社の顧問を兼務しており、当社は同社より、投資家向け広報活動の支援を受けておりましたが、2016年8月31日をもって契約を終了いたしました。なお、第67期(2016年8月期)における当社から同社への支払額は、年間3,550千円であり、独立性に問題はないものと判断しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三嶋浩太氏及び野口恵美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三嶋浩太氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 野口恵美子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社と荻野和孝氏、三嶋浩太氏及び野口恵美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(監査等委員)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。荻野和孝氏、三嶋浩太氏及び野口恵美子氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役の全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、保険料を当社が全額負担しております。第3号議案が承認された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、三嶋浩太氏及び野口恵美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

【ご参考】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合、当社の役員の構成及びその有する主な知識や経験は次のとおりとなります。

	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	研究開発・ 生産管理	財務会計	法務・ コンプライアンス	サステナビリティ	グローバル ビジネス
澤 登 一 郎	●		●				●
斉 藤 信 彦	●	●				●	
朝 井 克 司			●				●
山 本 康 義			●		●		
新 谷 欣 哉		●					●
山 村 浩 之				●	●		
荻 野 和 孝			●		●		
三 嶋 浩 太				●		●	
野 口 恵 美 子				●			●

事業報告

(自 2023年9月1日)
(至 2024年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、ウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢での地政学上のリスクの深刻化、原材料及びエネルギー価格の高騰や円安による物価高など、先行き不透明な状態が続いております。

医療・介護を取り巻く環境としましては、インフレによる資材購入費や光熱費などの支出増に加え、患者数の減少、新型コロナウイルス感染症対策補助金の終了に伴う収入減により、医療施設等の経営環境は大変厳しい状況となりました。今回の診療報酬本体及び介護報酬改定は各々+0.88%、+1.59%とプラス改定となったものの、従事者の待遇改善への分配分が大きく、経営改善に活用できる実質的な財源は限定的と見られております。また、諸物価高騰や人件費のコストアップは、医療・介護機関のみならず業界のサプライヤーへの影響も大きく、全体として厳しい状況で推移しております。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の売上高は、前年同期比4.5%の減収と厳しい結果となりました。第2四半期累計の△6.8%に対し、第3四半期及び第4四半期の合計は△2.5%と減収率は減少し回復基調ではあったものの、増収までには至りませんでした。主力のコア市場においては、更新案件の値上げ交渉に時間を要し、特に価格競争の厳しい低価格市場における期ズレ案件が顕著に発生し、△6.4%と大幅な減収となりました。また周辺市場では、患者ウェアが業界の厳しい経営環境を受け補充需要が減少したものの、期中での新規取組みの開始により売上は回復し、ほぼ前年並みの売上高となりました。一方、海外市場は日本におけるビジネスモデルの着実な浸透により、規模は小さいものの+12.5%と大幅な増収となりました。

生産面におきまして、前年同様、度重なる資材類の価格改定を受けて、原材料価格の高騰の影響を大きく受けました。また国内生産においては、最低賃金の引き上げに伴い人件費の上昇の影響を受けました。一方、海外生産においては、急激な円安の進行がありましたが、為替先物予約により原価上昇の影響の低減を図りました。売上高総利益率は、海外生産シフトおよび価格改定等の利益率改善施策の結果、前年同期比1.1ポイントダウンの42.8%となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、賃金引き上げ等による人件費の増加等により、前年同期比2.8%増となりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高につきましては16,412百万円（前連結会計年度比4.5%減）、営業利益は4,004百万円（同13.0%減）、経常利益は4,074百万円（同12.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,822百万円（同12.5%減）を計上いたしました。

また、当社個別の業績につきましては、売上高は16,402百万円（前期比4.5%減）、営業利益は3,891百万円（同12.5%減）、経常利益は4,019百万円（同12.3%減）、当期純利益は2,802百万円（同12.1%減）を計上いたしました。

（注） 当社グループは、メディカルウェア等の製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループが当連結会計年度に実施した設備投資は総額279百万円（無形固定資産を含む）で、その主なものは物流設備や建物関連への投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

医療、介護を取り巻く環境といたしましては、引続きインフレ影響の長期化により物価上昇の影響を受け、厳しい経営環境が続くものと考えられます。

売上高に関しまして、前年同期比6.6%増の17,500百万円を目指します。コア市場では、前期からズレ込んだ更新案件と大口案件の見通しが立っていること、前期更新が厳しかった低価格市場に海外一貫の戦略新商品を投入し更新遅れを防ぐこと、及び前期からの新ブランド「マッキントッシュ フィロソフィー」の市場浸透により増収を図ってまいります。周辺市場では、取組みの拡大している患者ウェア新商品の拡販に加え既存品の補充需要も期待されます。また、手術ウェアではコンパルパックとリース化の推進に注力いたします。海外市場では、前期に引続き洗濯アウトソーシングの普及とEC直販によるビジネスモデルの確立を目指してまいります。

生産に関しまして、インフレによる原材料価格の高止まり、国内最低賃金の見直しの継続による人件費の上昇も見込まれる中、海外素材の活用と海外生産へのシフトを進めることで、原価低減に努めてまいります。また国内外の物流費の高騰が予想されるものの物流体制の見直しを進めコスト低減に努めます。一方、価格改定の浸透が進むことで利益の改善が予想されるものの、為替相場での円安急進などの外部環境の急変によっては、原価への影響が大きく現れる可能性もあります。

資本政策といたしましては、当社グループの強固な財務体質の強みを生かし、株主価値向上のため、配当性向を当社単体の純利益の5割程度とする方針を維持するとともに、必要に応じて自己株式の取得等を積極的に実施してまいります。

今後とも、企業価値の向上のための成長機会への再投資も考慮しつつ、株主の皆様への利益還元にも努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	第73期 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	第74期 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	第75期 (当連結会計年度) (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
売 上 高(百万円)	17,563	17,745	17,181	16,412
経 常 利 益(百万円)	5,306	5,139	4,673	4,074
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,647	3,778	3,226	2,822
1株当たり当期純利益(円)	111.00	115.77	100.04	88.77
純 資 産(百万円)	42,029	42,255	43,214	42,697
1株当たり純資産額(円)	1,278.84	1,309.83	1,346.05	1,355.91
総 資 産(百万円)	46,428	47,347	47,377	46,727

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期から適用しており、第73期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナガイ白衣工業株式会社	千円 50,000	% 100.0	白衣類の縫製加工 白衣類の縫製指図 品質管理・技術指導 製品の委託出荷

(7) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

当社グループは、メディカルウェア等の製造・販売をしており、主な商品は次のとおりであります。

- ① メディカルウェア
- ② シューズ

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年8月31日現在)

会社名	主要拠点
ナガイレーベン株式会社	(本社) 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号 (支店) 札幌市東区、仙台市宮城野区、名古屋市東区、大阪市東成区、広島市西区、香川県高松市、福岡市中央区、中華民国:台北市 (物流センター) 秋田県大仙市神宮寺、広島県東広島市
ナガイ白衣工業株式会社	(本社) 秋田県大仙市神宮寺 (カッティングセンター) 秋田県大仙市神宮寺 (工場) 秋田県大仙市神宮寺、秋田県大仙市南外、秋田県仙北郡美郷町

(9) 従業員の状況 (2024年8月31日現在)

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
男性	171名	3名減
女性	329名	8名減
合計	500名	11名減

(注) 従業員数には契約社員、臨時従業員及び海外支店の現地社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	88名	—	43.9歳	16.9年
女性	40名	2名増	38.7歳	12.6年
合計又は平均	128名	2名増	42.3歳	15.6年

(注) 従業員数には契約社員、臨時従業員及び海外支店の現地社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2024年8月31日現在)

該当する事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式4,246,153株を除く） 31,489,847株
 (3) 株主数 2,713名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
澤 登 一 郎	5,822,573	18.5
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	3,398,900	10.8
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E F I D E L I T Y F U N D S	2,169,427	6.9
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	1,743,534	5.5
有 限 会 社 登 龍	1,455,300	4.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,106,100	3.5
澤 登 辰 郎	1,050,200	3.3
R B C I S T 1 5 P C T N O N L E N D I N G A C C O U N T - C L I E N T A C C O U N T	850,100	2.7
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	779,728	2.5
澤 登 春 江	623,600	2.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,246,153株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	7,626株	6名

- (注) 当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、事業報告21頁から22頁の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に記載のとおりであります。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2024年8月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤 登 一 郎	取締役社長(代表取締役)	ナガイ白衣工業株式会社代表取締役社長
斉 藤 信 彦	常務取締役(経営企画本部長)	
朝 井 克 司	取締役(業務本部長)	
山 本 康 義	取締役(企画本部長)	
新 谷 欣 哉	取締役(営業本部長)	
山 村 浩 之	取締役(管理本部長)	
荻 野 和 孝	取締役(監査等委員・常勤)	
三 嶋 浩 太	取締役(監査等委員)	合同会社moimoi代表社員 合同会社ツパルの森代表社員 PAOS東京合同会社代表社員 株式会社回縁監査役
野 口 恵 美 子	取締役(監査等委員)	野口税務会計事務所所長 米国公認会計士 税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三嶋浩太氏及び野口恵美子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)野口恵美子氏は、米国公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために荻野和孝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)三嶋浩太氏及び取締役(監査等委員)野口恵美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(監査等委員)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は当該保険契約を次回更新時に同様の内容で更新することを予定しております。

(4) 役員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針内容は以下のとおりであります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監査機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬及び賞与とし、株主総会の決議による報酬等の限度額の範囲内で、会社の業績、取締役の会社業績に対する貢献度、経済情勢等を勘案し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額の決定に関する方針

非金銭報酬等として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株式報酬規程に基づき、対象取締役に対して一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定め に 服 する 当社 普通 株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てるため、金銭報酬債権を報酬として支給する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の個人別の支給額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	124,700	106,820	17,880	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13,622	13,622	-	1
社外取締役	8,001	8,001	-	2

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)61,031千円は含まれておりません。
2. 譲渡制限付株式報酬については、当事業年度において計上した株式報酬費用の額を記載していません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2016年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。
- また、非金銭報酬として2018年11月22日開催の当社第69期定時株主総会において、上記年額200百万円の報酬の範囲内で支給する譲渡制限付株式報酬の導入が決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬額は、2016年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長 澤登一郎に対し、各取締役の固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）三嶋浩太氏は合同会社m o i m o i、合同会社ツバルの森及びP A O S 東京合同会社の代表社員であります。また、株式会社回縁の監査役であります。合同会社m o i m o i、合同会社ツバルの森及びP A O S 東京合同会社並びに株式会社回縁と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）野口恵美子氏は、野口税務会計事務所の所長であります。野口税務会計事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 三嶋浩太	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外の第三者の視点で、提言と監視を行っており、当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されております。かかる専門的な知見をもとに活発に発言を行い、議論を深めることに貢献しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回出席しております。また当事業年度において開催された監査等委員会19回のうち19回出席しております。
取締役 (監査等委員) 野口恵美子	米国公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、社外の第三者の視点で、提言と監視を行っており、当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されております。かかる専門的な知見をもとに活発に発言を行い、議論を深めることに貢献しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当事業年度において開催された開催された取締役会15回のうち15回出席しております。また当事業年度において開催された監査等委員会19回のうち19回出席しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

35,045千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,045千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制システムの基本方針につきましては、下記のとおり定めております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査等委員会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、定期的に取り締役に報告するものとする。内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等関連機関及び顧問弁護士と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、情報等という）に記録し、保存する。取締役は、情報管理規程により、常時、これらの情報等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、製造・物流・情報管理等の安全に関する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回定例取締役会を開催し、適宜臨時取締役会を開催する。

また、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の定款規定に基づき、取締役会決議により委任された重要な業務執行の一部又は全部について、毎週月曜日に開催される経営会議において議論の上、決議する。

取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとし、会議等を通じて全社に周知徹底する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的に当社グループの役員による会議を開催し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、当社グループの経営方針に従って子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

関係会社管理規程に従い、子会社の事業部門に関して責任を負う子会社の取締役を任命し、子会社の企業倫理規程に基づく法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社管理本部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。また、法令上疑義のある行為等について子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人に対し監査等委員会はその監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた使用人は当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

当該指示を受けた使用人の異動等については、監査等委員会の意見を聞くものとする。

⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

当社の監査等委員会は、子会社の取締役、監査役並びに使用人その他これらの者から報告を受けた者に対して、監査等委員会の職務の執行に関する情報について報告を求めることができる。

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないものとする。

⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理する。

- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の基礎として、月
 1 回定例監査等委員会を開催し、適宜臨時監査等委員会を開催する。

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の機会を設定し、認識の共有を図る。

また、監査等委員会は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査等委員は、議事録等の関連資料を原則自由に閲覧できる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度における重要な会議の開催状況は次のとおりであります。

取締役会は15回開催（開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき取締役会のあったものとみなされる書面決議を5回）されました。

監査等委員会は19回開催され、監査等委員全員はそのすべてに出席いたしました。

業務執行取締役及び常勤監査等委員である取締役から構成される経営会議は原則毎週月曜日に開催され、経営状況や課題等の報告のほか、取締役会より委任を受けた重要な事項に関する業務執行を決定いたしました。

当社グループ内の連携強化のために、当社及び子会社ナガイ白衣工業株式会社の業務執行取締役から構成される合同会議を12回開催いたしました。

② 当事業年度における主な取り組み

(a) コンプライアンス

社内研修において、代表取締役社長が自ら従業員に向けて企業理念及び経営方針を周知いたしました。

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業倫理規程及び内部通報制度運用規程の周知を継続するとともに、従業員に対し職場におけるハラスメント防止に関する注意喚起を実施いたしました。

反社会勢力排除に向けた対応については、注意喚起と徹底を継続いたしました。

(b) グループ全社のリスクマネジメント

自然災害対策として、全社社員を対象に災害時安否確認訓練を実施いたしました。子会社ナガイ白衣工業株式会社においては、事業所ごとに避難経路の確認の実施及び全社社員を対象とした災害緊急時連絡網を作成しております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、グループ内の取締役を中心としたBCP対策会議を定期的開催し、グループ全体の現状分析及対策を決定してまいりました。従業員の安全を確保するため、時差出勤、在宅勤務等を行いました。

当社の情報セキュリティ対策としては、外部からのウイルスや攻撃等に対するセキュリティリスクに関しての監視を日々行っており、万全の体制を整えております。特に情報漏洩に関しては、各クライアント及びサーバーに対して、ファイル操作の履歴を常に取りよう設定しており、万が一流出した場合においても、その流出元が特定できるようにしております。また、従業員を対象にサイバーセキュリティに関する社内研修を実施いたしました。

サーバールームに関しては、特定の人物のみがセキュリティカードを使用しての入室が可能となっております。

防災対策として、無停電電源装置を用意し耐震設備の上にサーバーを設置しており、大震災にも備えております。また火事や電源喪失など、事業運用に著しい障害が発生した場合においても、別拠点に設置してある予備サーバーへ切り替え、事業運用に支障が無い体制を整えております。

子会社ナガイ白衣工業株式会社においては、メールのセキュリティ対策は外部委託し、各クライアントのウイルス対策については専任担当者が管理しております。防災対策として、無停電電源装置を用意し、データは別拠点にバックアップし、生産工場稼働に支障が無いように復旧体制を整えております。

(c) 財務報告に係わる内部統制

財務報告に係わる内部統制は、年間スケジュールに基づき、内部統制評価を実施いたしました。

(d) 内部監査体制

内部監査計画に基づき、当社及びグループ子会社の内部監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	38,285,687	流 動 負 債	3,106,361
現金及び預金	26,349,457	支払手形及び買掛金	1,298,279
受取手形及び売掛金	2,705,036	未払法人税等	748,093
電子記録債権	2,300,924	賞与引当金	85,547
棚卸資産	6,591,075	そ の 他	974,440
そ の 他	339,694	固 定 負 債	923,548
貸倒引当金	△501	役員退職慰労引当金	41,890
固 定 資 産	8,441,701	退職給付に係る負債	509,540
有形固定資産	7,313,343	そ の 他	372,117
建物及び構築物	2,512,856	負 債 合 計	4,029,909
機械装置及び運搬具	213,465	[純 資 産 の 部]	
土 地	4,440,815	株 主 資 本	42,629,120
建設仮勘定	39,900	資 本 金	1,925,273
そ の 他	106,305	資 本 剰 余 金	1,938,051
無形固定資産	72,578	利 益 剰 余 金	44,719,226
投資その他の資産	1,055,778	自 己 株 式	△5,953,431
投資有価証券	193,559	その他の包括利益累計額	68,358
繰延税金資産	606,854	その他有価証券評価差額金	77,893
退職給付に係る資産	69,768	繰延ヘッジ損益	△17,582
そ の 他	187,395	退職給付に係る調整累計額	8,047
貸倒引当金	△1,800	純 資 産 合 計	42,697,478
資 産 合 計	46,727,388	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,727,388

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2023年9月1日)
(至 2024年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,412,661
売 上 原 価		9,383,842
売 上 総 利 益		7,028,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,024,035
営 業 利 益		4,004,783
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,535	
受 取 賃 貸 料	88,157	
雑 収 入	17,763	122,456
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 賃 貸 費 用	48,273	
為 替 差 損	140	
雑 損 失	4,538	52,952
経 常 利 益		4,074,288
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,074,288
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,231,830	
法 人 税 等 調 整 額	20,402	1,252,233
当 期 純 利 益		2,822,054
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,822,054

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	35,006,783	流動負債	3,170,959
現金及び預金	24,347,448	支払手形	616,514
受取手形	472,728	買掛金	958,864
電子記録債権	2,300,924	未払金	551,714
売掛金	2,230,988	未払費用	20,047
商品	5,299,043	未払法人税等	738,700
貯蔵品	27,358	未払消費税等	36,873
その他	328,793	賞与引当金	60,191
貸倒引当金	△501	その他	188,051
固定資産	8,243,865	固定負債	598,692
有形固定資産	7,245,827	退職給付引当金	226,574
建築物	2,459,720	その他	372,117
構築物	51,614		
機械及び装置	150,671	負債合計	3,769,651
車両運搬具	681		
工具、器具及び備品	102,424	[純資産の部]	
土地	4,440,815	株主資本	39,408,197
建設仮勘定	39,900	資本金	1,925,273
無形固定資産	58,847	資本剰余金	2,217,395
電話加入権	4,473	資本準備金	2,202,171
ソフトウェア	37,257	その他資本剰余金	15,223
ソフトウェア仮勘定	17,116	利益剰余金	41,218,959
投資その他の資産	939,190	利益準備金	410,000
投資有価証券	193,412	その他利益剰余金	40,808,959
関係会社株式	50,000	固定資産圧縮積立金	22,141
破産更生債権等	1,800	別途積立金	37,200,000
長期前払費用	16,896	繰越利益剰余金	3,586,818
繰延税金資産	490,447	自己株式	△5,953,431
前払年金費用	24,860	評価・換算差額等	72,800
その他	163,572	その他有価証券評価差額金	77,893
貸倒引当金	△1,800	繰延ヘッジ損益	△5,093
資産合計	43,250,649	純資産合計	39,480,997
		負債・純資産合計	43,250,649

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(自 2023年 9 月 1 日)
(至 2024年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,402,435
売 上 原 価		9,508,292
売 上 総 利 益		6,894,142
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,002,689
営 業 利 益		3,891,453
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	64,453	
受 取 賃 貸 料	193,073	
為 替 差 益	803	
雑 収 入	6,590	264,922
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 賃 貸 費 用	123,661	
雑 損 失	13,158	136,819
経 常 利 益		4,019,555
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		4,019,555
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,220,586	
法 人 税 等 調 整 額	△3,796	1,216,790
当 期 純 利 益		2,802,765

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

ナガイレーベン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 隆 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稻 吉 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナガイレーベン株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナガイレーベン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

ナガイレーベン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 隆 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稻 吉 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナガイレーベン株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月17日

ナガイレーベン株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 荻野和孝 ㊟

監査等委員 三嶋浩太 ㊟

監査等委員 野口恵美子 ㊟

(注) 監査等委員三嶋浩太及び野口恵美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

<ご参考1>

当社の特徴

創業109年

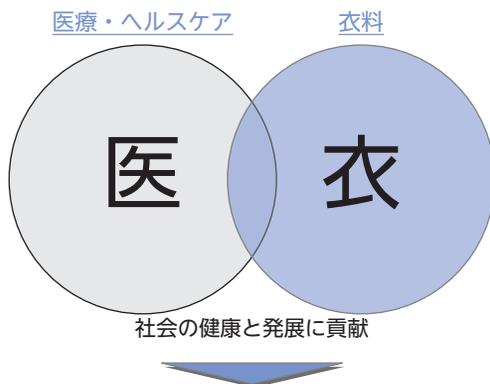
医療白衣メーカー専業

優位なポジションを確立

- ・コア市場(ヘルスケアウェア・ドクターウェア)シェア60%超のリーディングカンパニー
- ・年間600万着以上を供給
- ・企画から製造、販売までを一貫して行う
- ・数千種類にも及ぶ豊富なアイテム数、オーダーメイド対応など、競争力のある商品

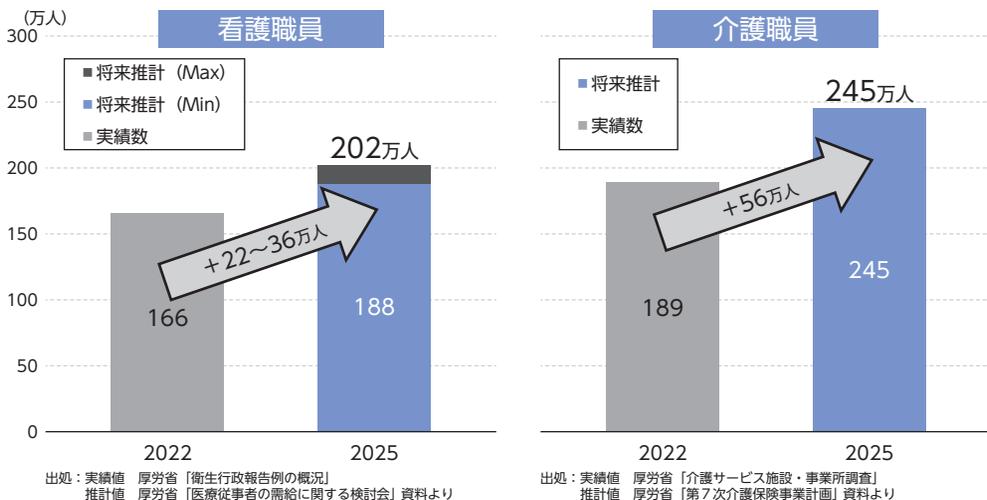
事業領域

「医療」と「衣料」を繋ぐリーディングカンパニー



- ・ニッチな市場で確固たる地位を確立
- ・医療制度や保険点数に直接的な影響を受けない分野でのビジネス展開
- ・機能性と感性に訴求したファッショナブルな衣料を提供することにより高付加価値を創出

市場環境（看護・介護職員の将来需要推計）



中期経営戦略

事業展開の考え方

市場戦略

- ・ コア市場の深耕
- ・ 周辺市場のシェア拡大
- ・ 海外市場の開拓

商品戦略

- ・ ハイエンド／高付加価値商品の展開
- ・ 海外素材／海外工場を活用した低価格戦略商品の開発

生産戦略

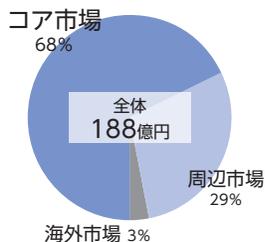
- ・ 生産の海外シフト化
- ・ 国内生産QR／多品種小ロット追求

中期経営戦略

市場戦略

コア市場の深耕

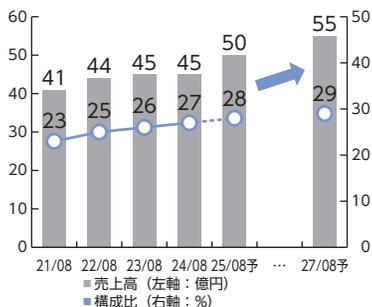
付加価値戦略での深耕



2027年8月期 売上高構成比(予定)

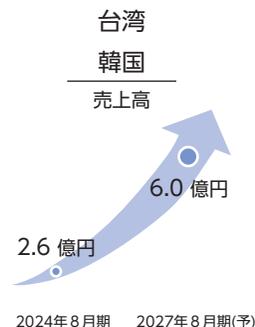
周辺市場の拡大

コンペルパック・患者ウェアによるシェアアップ拡大



海外市場の開拓

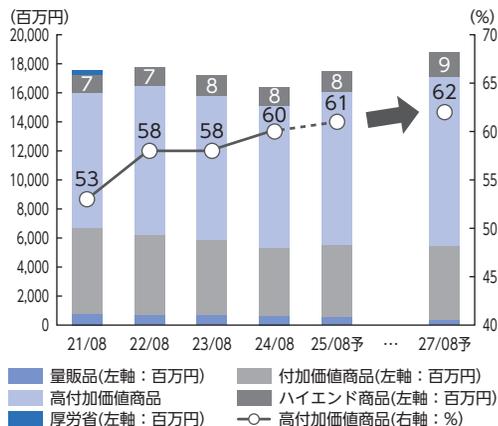
洗濯アウトソーシングの普及とEC直販



中期経営戦略

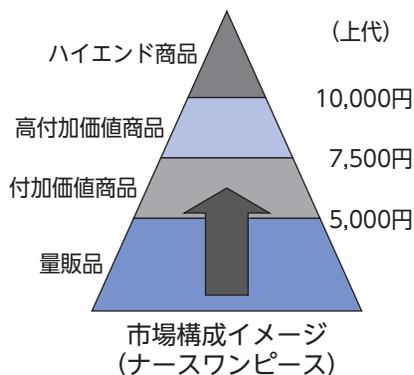
商品戦略

商品別売上推移



商品戦略

ハイエンド・高付加価値商品の展開

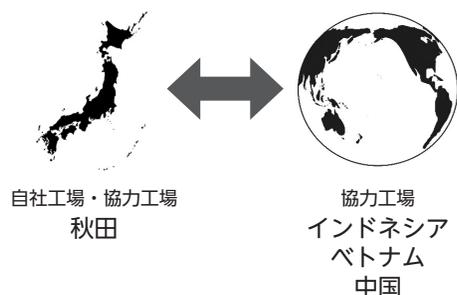


中期経営戦略

生産戦略の取り組み状況

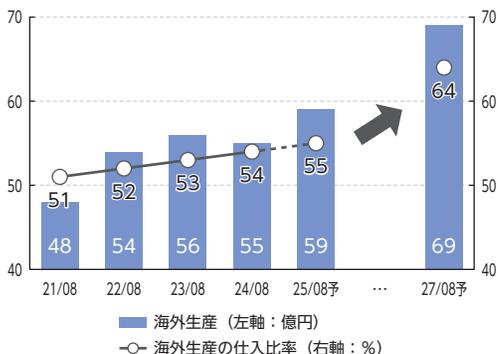
適地生産の徹底

国内・海外での生産体制の強化

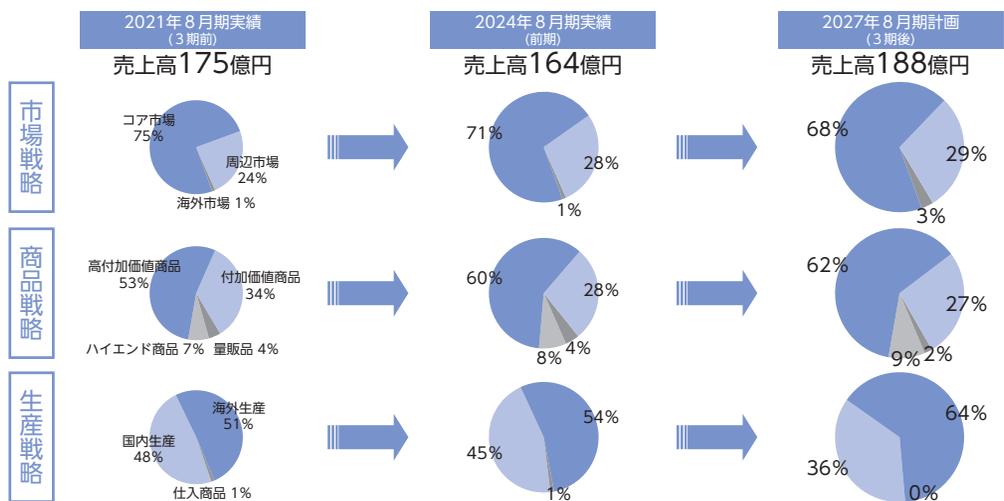


海外生産拠点活用の推進

国内の生産キャパシティ減少の分、海外生産比率を高める

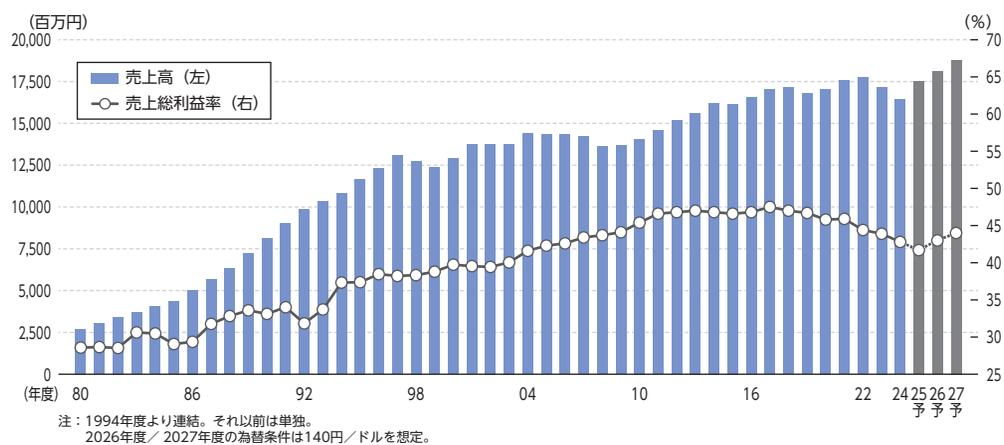


中期経営戦略・事業展開の考え方



注：2021年度コア市場には厚劣省分の売上含む。

中期経営戦略・売上高、総利益率の推移



2027年8月期計画

売上高 188億円
営業利益 48億円

株主還元の基本方針

株主重視の姿勢

- ～積極的なディスクロージャーによる透明性向上
- ～投資家との双方向コミュニケーション
- ～高配当による株主還元

配当方針

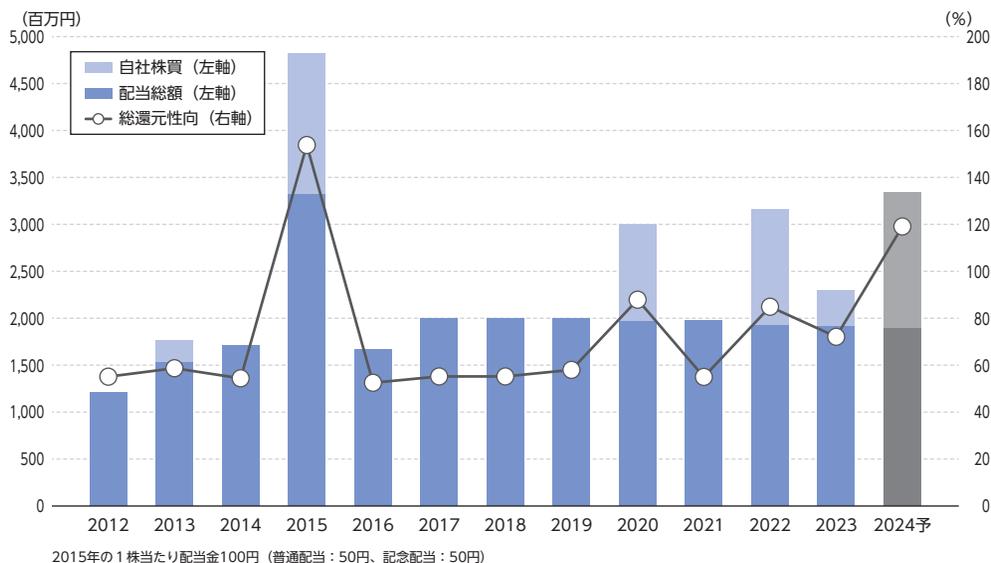
⇒安定配当継続、配当性向（単体）50%を基本方針にする

自己株式の取得

⇒当社株式が割安と思われる時期に機動的に実施

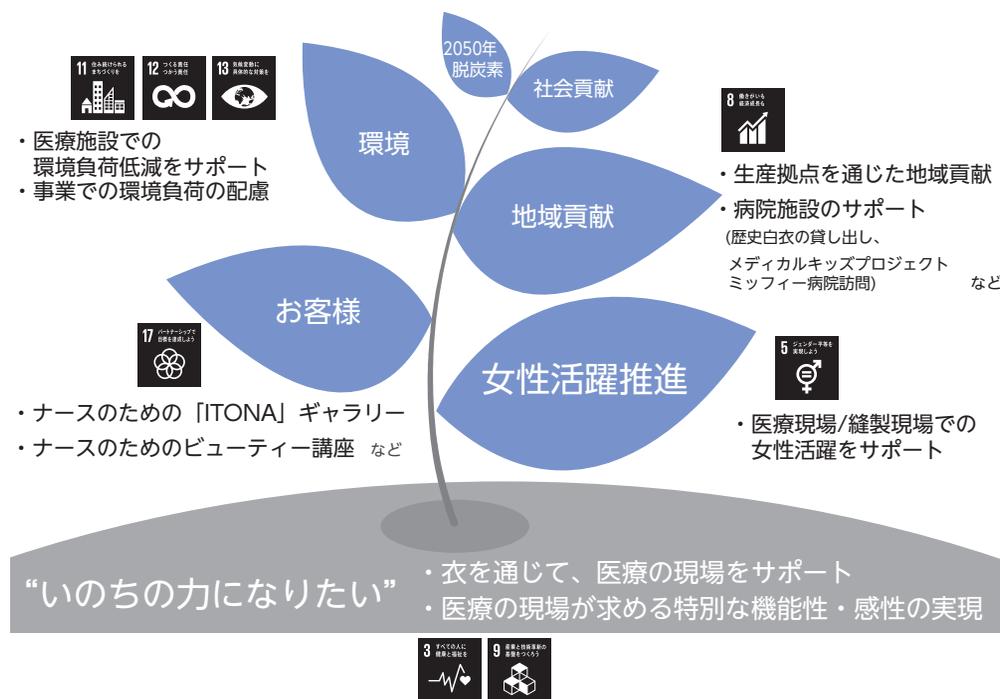
	実施済み	実施予定
取得期間：	①2023年6月30日～12月11日 ②2024年4月3日～9月30日	2024年10月2日～2025年2月28日
取得上限：	①②株数50万株、金額10億円	株数50万株、金額10億円
取得結果：	①45.4万株、9.9億円 ②40.3万株、9.9億円	

株主還元実績



<ご参考2>

SDGsに向けた考え方



<ご参考3>

CSR/ESGの取り組み

社会的責任：豊かな社会の実現とその持続に貢献

新たな取り組み

環境

西日本物流センターに 太陽光発電導入

年間約68kWhを発電、当施設の消費電力は再生可能エネルギーに置き換えられ、Co2排出量年間約35t削減。2024年8月稼働。

お客様

りそなグループキッズアカデミー

りそな銀行開催の子ども向け教育プログラムに参加、白衣に関するセミナーで医療従事者に対する興味や理解を深める活動を実施。

女性活躍

女性主役産業をサポート

当社の商品の多くは病院・介護の現場で働く女性向けであり、また当社の生産現場では多くの女性スタッフが縫製作業に関わっています。当社の事業活動が、多様なライフイベントをもつ女性が活躍できる場を創出し、働く女性への支援につながっています。

地域貢献

メディカルキッズプロジェクト ミッフィー病院訪問

ドクターやナースに模した、子ども用白衣の病院貸出しや、ミッフィー着ぐるみの病院訪問を実施。

地域貢献

歴史白衣の貸出し

歴史的な白衣のアーカイブを構築し、医療機関の催事等に無料貸し出し。

地域貢献

生産拠点を通じた地域貢献

現地雇用の創出活動、能力開発など、地域社会の発展に貢献しています。

- ・国内生産：1969年～ 秋田県
- ・海外生産：1989年～ 中国・インドネシア・ベトナム

環境

環境への取り組み

- ・2005年に「ISO14001の認証」を取得。原材料の裁断クズを再利用したルーフ材加工などの取り組みを実施。
- ・病院の手術現場向けにリユース商品「コンベルバック」を開発・販売。使い捨て材料の多く使われる手術現場に、繰り返し洗濯・滅菌して使用できるウェアを提供することで、医療廃棄物の削減を実現。
- ・リユース感染対策商品の新開発
- ・営業車にHV車を導入
- ・本社社屋/西日本物流センターに太陽光発電パネルを設置

お客様

感染対策商品の医療機関等への寄付

新型コロナウイルス感染症対策として、洗濯で再利用可能なアイソレーションガウン(1万枚)を寄付。

お客様

ナースのための憩いの場 [ITONA] ギャラリー

ナースへの「ありがとう」の気持ちを形にするため、日本で初めてのナースのための心のコミュニケーションスペースを開設。

お客様

ナースのためのビューティ講座

医療現場のナースにふさわしいメイクアップ・立ち居振る舞い等を学べる実践講座。資生堂とのコラボレーション。

お客様

看護学生白衣のリメイク

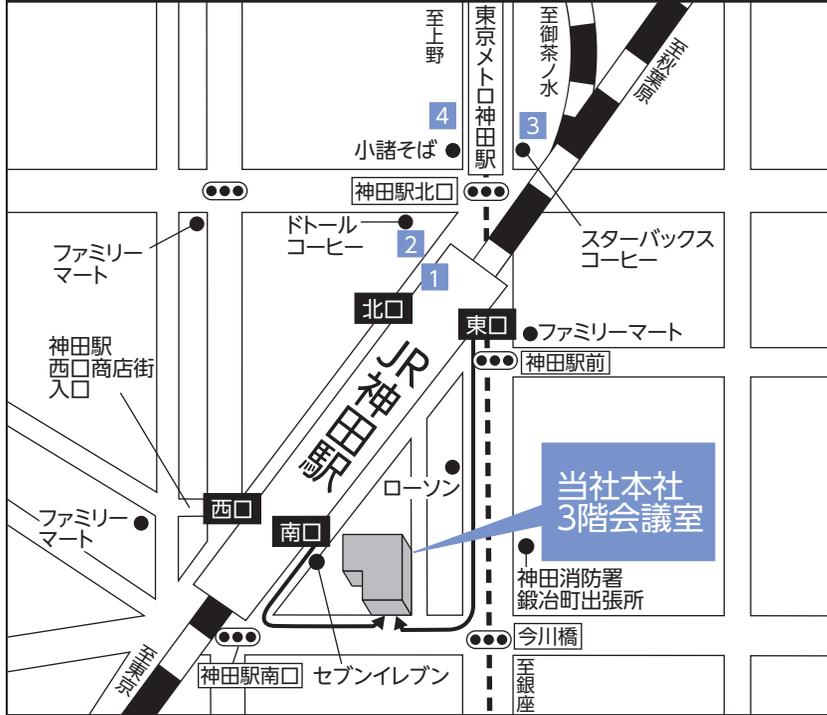
岡山大学看護学生の実習衣をポシェット等にリメイク。自身が入職後、医療現場にて使用。

社会貢献

- ・感染対策商品を医療機関等に寄付
- ・医療従事者への応援メッセージ
- ・ナースのための詩集を定期発行し、病院や看護師に無料贈呈
- ・障害者雇用支援：障害者の積極的な雇用・促進に貢献した優良事業所として子会社ナガイ白衣工業株式会社が選ばれ、厚生労働大臣から表彰
- ・秋田県仙北郡美郷町産業大使に就任
- ・災害時支援：SARSやインドネシアの大震災、阪神淡路大震災、東日本大地震、熊本地震、新型コロナウイルス感染症などの災害発生時に、看護協会や赤十字を通じた寄付や白衣の提供、車椅子の寄贈などを実施
- ・国連の食糧支援機関「国連WFP」を支援
- ・「南三陸 復興桜植樹」をサポート：3.11の津波到達地点に桜を植える活動「海の見える命の森」に被災地・南三陸町の有志らと協力
- ・日本看護協会に災害支援ナース用ユニフォームを提供
- ・「未来の授業」に掲載：SDGsの授業に使用される教材として全国小中学校に配布される「未来の授業」に当社の取り組みが紹介
- ・当社いとなギャラリーにて障がい者の方々が制作したアート作品を集めた「パラアート展」を開催

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室
TEL 03(5289)8200



- JR線「神田駅」 南口出口 徒歩2分
東口出口 徒歩3分
- 東京メトロ 銀座線「神田駅」 1番出口 徒歩4分
上記ご案内図中の1・2・3・4は東京メトロ神田駅の出口です。

<ご注意>

駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませ
ようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

